

# 八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔 昭和 4 6 年 3 月 2 9 日  
条 例 第 5 号 〕

改正	昭和50年	3月26日条例第 1号	昭和51年	3月26日条例第 1号
	昭和58年	3月30日条例第 12号	昭和59年	3月31日条例第 9号
	昭和60年	3月31日条例第 1号	平成 4年	3月31日条例第 2号
	平成 9年	4月 1日条例第 2号	平成12年	3月27日条例第 6号
	平成17年	3月28日条例第 5号	平成19年	3月 6日条例第 2号
	平成20年	3月14日条例第 2号	平成21年	3月19日条例第 1号
	平成26年	3月17日条例第 2号	平成27年	3月23日条例第 1号
	平成28年	3月16日条例第 6号	平成28年	9月26日条例第 7号
	令和 2年	3月25日条例第 1号	令和 3年	12月27日条例第 4号

## (目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項及び八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 1 号）第 2 条の規定により準用する八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 4 6 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、特殊勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (特殊勤務手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 葬祭従事手当
- (2) 救急出動手当
- (3) 夜間特殊勤務手当
- (4) 夜間勤務手当
- (5) 清掃従事手当
- (6) 緊急消防援助隊手当
- (7) 感染症防疫等従事手当

## (葬祭従事手当)

第 3 条 葬祭従事手当は、特別養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）に勤務する職員のうち、葬祭に関する業務に従事したものに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 件 3, 0 0 0 円を超えない範囲にお

いて組合長が定める。

(救急出動手当)

第4条 救急出動手当は、消防職員のうち、救急業務に従事するために出動し、応急処置等を実施したものに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1人1回150円とする。

3 救急救命士の資格を有する消防職員が救急出動し、救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項で定める救急救命処置(以下「救急救命処置」という。)を行い搬送したときは、前項の額に1人1回150円を加算する。

(夜間特殊業務手当)

第5条 夜間特殊業務手当は、消防職員のうち、勤務時間が深夜に当たる者に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。

(1) 深夜勤務時間が5時間を超える場合 1回につき610円

(2) 深夜勤務時間が2時間以上5時間以下の場合 1回につき410円

(3) 深夜勤務時間が2時間未満の場合 1回につき330円

(夜間勤務手当)

第6条 夜間勤務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 一次救急休日・夜間診療所に勤務する職員で、その者の勤務時間のうち、午後5時以降に係る勤務時間が4時間以上であるもの

(2) ホームに勤務する職員で、正規の勤務時間による勤務の全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる入所者の処遇等に従事したもの

2 前項第1号に規定する手当の額は、月額3,400円とする。

3 第1項第2号に規定する手当の額は、1回につき4,000円を超えない範囲内において組合長が定める。

(清掃従事手当)

第7条 清掃従事手当は、直接し尿の処理作業に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、日額450円とする。

(緊急消防援助隊手当)

第8条 緊急消防援助隊手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊活動に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,680円とする。

3 第1項に規定する手当を支給するときは、第2条第2号に規定する手当は支給しない。

（感染症防疫等従事手当）

第9条 感染症防疫等従事手当は、公務のため感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。次項において「感染症予防等法」という。）第6条第1項に規定する感染症（同項の五類感染症を除く。）及び同条第10項に規定する疑似感染症（同条第1項の五類感染症の疑似感染症を除く。）が発生した場合にまん延防止措置が必要となるものをいう。この条において同じ。）の患者若しくは感染症の患者である疑いのある者若しくは感染のおそれのある物品に接触する業務に従事し、又は感染症予防救治等に係る業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。ただし、感染症予防等法第6条第1項の一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の疾病に係る手当については、その倍額とする。

(1) 消防職員の場合 日額1,000円（救急救命処置を実施した場合にあっては、日額2,000円）

(2) ホームに勤務する職員の場合 日額1,000円

(3) 消毒作業に従事した場合 従事した場所について次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める額

ア 救急自動車内 日額500円

イ 施設内 日額1,000円

(4) 一次救急休日・夜間診療所に勤務する職員の場合 次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める額

ア 感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他組合長がこれ

に準ずると認める業務に従事した場合 日額 2, 0 0 0 円

イ アに掲げる業務以外の業務に従事した場合 日額 1, 5 0 0 円

(5) 前各号に掲げる場合以外に従事した場合 日額 5 0 0 円

3 第 1 項に規定する手当を支給するとき（前項第 1 号の場合に限る。）は、第 2 条第 2 号に規定する手当は支給しない。

（支給方法）

第 1 0 条 特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じ毎月分を翌月の給料支給日に支給する。ただし、特別の事情がある場合には、組合長の承認を得て別の扱いをすることができる。

2 夜間勤務手当（第 6 条第 1 項第 2 号の規定によるものを除く。）については、勤務日数が 1 5 日に満たない場合には、その月の手当は支給しない。

（委任）

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、昭和 4 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 0 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定を除く改正規定は、昭和 4 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 1 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年条例第 1 2 号）

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 6 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年条例第 2 号）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、八西衛生事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年八西衛生事務組合条例第 2 号）に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、八幡浜地区施設事務組合規約の一部を改正する規約(平成28年10月24日愛媛県指令28市第662号)の施行の日から施行する。

附 則(令和2年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第7号及び第9条の規定は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)の施行の日以後に同政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその患者である疑いのある者若しくはその感染のおそれのある物品に接触する業務に従事し、又はその予防救治等に係る業務に従事した職員について適用する。

附 則(令和3年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。